

## 市長室から お答え します

### ヒブワクチン接種 費用の一部助成

**Q** ヒブワクチン予防接種費用の助成を受けるには、接種後に健康増進課で申請をしなければなりません。病院で助成金額を差し引いた額を支払えるようにできませんか。また、申請書の配布を健康増進課のほかに市役所などの公共施設でもできませんか。

**A** ワクチン接種後に助成金の申請をしていただく方法は、里帰り先や市外の医療機関でワクチンを接種する場合など、多くの人が制度を利用できるように配慮したものです。

申請書の配布は、健康増進課、子育て支援課(市役所2階、日曜開庁時に対応)、下総・大栄支所市民福祉課で行っています。健康増進課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kenko/std0004.html>)からダウンロードすることができます。郵送を希望する人は健康増進課(☎27-1111)へ。

※くわしくは同課へ。



### ヒブとは？

b型インフルエンザ菌という細菌です。5歳未満の乳幼児の鼻やのどの粘膜で検出されることがあり、細菌が血液や肺に侵入すると髄膜炎、敗血症、肺炎、骨髄炎などを引き起こします。国内では年間600人がヒブ髄膜炎を発症し、数パーセントが死亡、約20パーセントに後遺症が残るとされています。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ&A方式で紹介しています。

## 消費生活 相談

### Q&A

### 新聞の勧誘トラブル

～初めは勧誘とは言われなかったのに！～



**Q** 「何か回収するものはないか」と自宅に訪問者があり、ドアを開けたら新聞の勧誘員でした。断っても帰らず、商品券などの景品を渡され、解約はいつでもできると言われて、仕方なく1年間の契約をしましたが、解約できるでしょうか。

**A** 訪問販売で新聞の購読契約をした場合は、「特定商取引に関する法律」の規制を受け、契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができますので、はがきでクーリングオフの通知をしましょう。成約の記念として受け取った景品も返しましょう。

訪問販売で新聞の勧誘をする場合、勧誘員は販売業者名や新聞の購読契約の勧誘に来たことなどを告げ、消費者に勧誘を受ける意思を確認しなければなりません。一度断った人に引き続き同一商品の勧誘をすることは禁止されています。また、うそをついたり、故意に本当のことを告げずに購読を勧誘することや、消費者を脅かしたり、困らせたりして、購読を迫ることも禁止されています。そのような場合には、クー

リングオフ期間が過ぎた後でも契約の取り消しができると思われます。

なお、景品類の提供は、「取引価格の100分の8または6カ月分の購読料金の100分の8のいずれか低い金額まで」と決められています。

購読契約のトラブルを避けるためには、何年も先までの契約は断りましょう。また、購読料を代わりに払う、いつでも解約できるなどの特別の約束が条件になるときには、その内容を書面に明記してもらい、販売店にも確認しておくことが重要です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。